

秋晴れのなか、新そば求めて大行列！ ～ひがしどおり新そば街道まつり～

10月10日から11日にかけ、今年も、村内7地区（田屋、蒲野沢、砂子又、大利、小田野沢、鹿橋、目名）で、「ひがしどおり新そば街道まつり」が開催されました。

例年、10月の3連休に3日間の開催でしたが、今年は2日間に短縮しての開催。短い開催期間に東通村の新そばを逃すまいと、開場とともにお客様が押し寄せました。秋晴れも手伝い、どの会場も大繁盛の2日間で、完売する会場や駐車場が足りない会場もありました。

東通村特産のそばは、穂れたて・挽きたての香り高いそば粉のみを使った、十割そば。そば街道まつりでは、そば本来の香り・味を感じつつも、地域ごとに違う出汁の味わいや食感の違いが楽しめます。

そして、もう1つの特色は地域ごとに異なる会場の雰囲気。

そば街道まつりは、会場となる各地域のお母さん方や家族の皆さんが作っている温かみのあるイベントです。来場するお客様の意見を聞きながら、それぞれの会場が毎年、新たな試みや、より良い会場・見どころのある会場づくりをしています。そばが運ばれるまでの待ち遠しい時間。そんな地域の魅力も感じてほしいところです。

この秋収穫された新そばは、そば乾燥貯蔵施設に保管され、お正月や行事などで皆さんに味わってもらうのを待っています。



どの会場も満席の大賑わい



まつりを支えるのは地元の皆さん

国民年金からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。